

# 平成28年度第1回壬生町観光協会総会

## 次 第

日時：平成28年5月30日（月）

会場：壬生町役場2階 正庁

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議事

①平成27年度事業報告及び収支決算について

②平成28年度事業計画及び収支予算（案）について

③壬生町観光協会会則の一部改正（案）について

④役員の改選（案）について

### 4. その他

### 5. 閉会

平成28年度

# 第1回壬生町観光協会総会資料

日 時 平成28年5月30日(月)  
午前10時00分から  
場 所 壬生町役場2階 正庁



壬生町観光協会

議案 1 平成27年度事業報告並びに収支決算について

平成27年度 事業報告書

月 日	内 容
4月2日(木)	壬生町総合公園に鯉のぼりを設置 5月26日(火)まで
4月4日(土)	平成27年しなのめ花まつり開催(4/4~4/12)
5月15日(金)	平成26年度収支決算監査会
5月20日(水)	会長打合せ会議
5月28日(木)	第1回役員会
5月28日(木)	第27回定期総会
6月22日(月)	ふるさとまつり花火業者選考委員会
6月中旬~	会員募集・ふるさとまつり準備開始・花火協賛者募集
7月5・11・12日	壬生町夏祭り(後援)八坂祭
7月18・19日	おもちゃのまちDEハワイビール祭り(後援)
8月22日(土)	ふるさとまつり開催
8月28日(金)	第9回おもちゃ団地夏まつり(後援)
9月12日(土)	駅からハイキング東武主催(協力)にて観光PR 台風の為中止
10月16日(金)	栃木県観光情報説明会にて商談
11月7日(土)	第33回壬生町総合産業まつり開催
11月26日(木)	第2回役員会
11月~	平成28年しなのめ花まつり開催準備開始
12月12・13日	第44回おもちゃ団地チャリティーバザール(後援)にて観光PR
2月13日(土)	栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」にて観光PRを実施
3月6日(日)	みぶの日フェアにて観光PR
3月26日(土)	新日本歩く道紀行「文化の道」認定「ゆうがおウォーキングコース」ウォーキングイベント開催
随時実施	県内外へ町観光PRの実施

## ※参考 主な事業・施設の観光入込み数

(単位：人)

事業及び箇所	H27年度	H26年度	備考
①ふるさとまつり	約 23,000	約 20,000	主催事業
②しののめ花まつり	約 19,000	約 33,000	主催事業
③壬生町夏まつり(八坂祭)	約 20,000	約 20,000	後援事業
④壬生町総合産業まつり	約 10,000	約 10,000	共催事業
⑤おもちゃ団地チャリティーバザール	約 60,000	約 60,000	後援事業
⑥とちぎわんぱく公園	796,711	778,007	施設1月～12月
⑦おもちゃ博物館	229,817	210,082	施設4月～3月
⑧みらい館	2,508,975	2,497,970	施設4月～3月
⑨バンダイミュージアム	46,382	49,390	施設1月～12月
⑩観光貸し自転車利用者 大人用7台+子供用3台=合計10台	296	330	施設4月～3月
合計	約 3,714,000	約 3,678,000	

## 平成 27 年度収支決算書

収入額 18,430,257 円  
 支出額 16,574,172 円  
 差引残額 1,856,085 円 (次年度繰越金)

### 収入の部

(単位：円)

科 目	決 算 額	予 算 額	増減額	備 考
1 会費	242,000	206,000	36,000	個人・団体・法人
2 補助金	11,700,000	11,700,000	—	町補助金
3 繰越金	1,765,815	1,765,815	—	前年度繰越金
4 協賛金	4,250,000	4,000,000	250,000	ふるさとまつり花火協賛金
5 負担金	235,400	236,000	▲ 600	しのめ花まつり出店者負担金 ふるさとまつり出店者負担金
6 利用料金	116,607	125,000	▲ 8,393	観光貸自転車事業
7 雑収入	120,435	6,085	114,350	預金利子等
合 計	18,430,257	18,038,900	391,357	

### 支出の部

科 目	決 算 額	予 算 額	増減額	備 考
1 会議費	5,280	10,000	▲ 4,720	総会・役員会賄費
2 事務費	148,727	200,000	▲ 51,273	通信運搬費・消耗品費 備品購入費
3 事業費	16,420,165	17,828,900	▲ 1,408,735	
1 ふるさとまつり事業	8,994,470	8,950,000	44,470	通常開催
2 花まつり事業	7,004,433	7,000,000	4,433	通常開催
3 後援事業	270,000	270,000	—	夏祭り実行委員会支援事業 7/5、7/11・12
4 観光貸自転車事業	21,262	50,000	▲ 28,738	観光貸自転車保険・修理
5 観光PR事業	130,000	1,558,900	▲ 1,428,900	ホームページ管理委託料 観光資源PR事業等
合 計	16,574,172	18,038,900	▲ 1,464,728	

## 平成27年度会計監査報告

平成27年度本会の決算について、平成28年5月26日壬生町役場第1会議室において、収支決算に関する関係書類及び諸帳簿を監査したところ、その内容は適正であったことを認めます。

平成28年5月30日

壬生町観光協会 監事 福田 弘子  
監事 松本 好正

議案 2 平成 28 年度の事業計画並びに収支予算について

平成 28 年度 事業計画 (案)

月 日	内 容
4月2日(木)	平成28年しなのめ花まつり開催(4/2~4/10)
4月12日(火)	壬生町総合公園に鯉のぼりを設置 5月19日まで
5月20日(金)	とちまるショップ4周年記念イベントにて観光PR
5月23日(月)	会長打合せ会議
5月26日(木)	平成27年度収支決算監査会
5月30日(月)	第28回定期総会
6月上旬~	ふるさとまつり花火業者選考委員会
6月中旬~	会員募集・ふるさとまつり準備開始・花火協賛者募集
7月3・9・10日	壬生町夏祭り(後援)八坂祭
8月20日(土)	ふるさとまつり開催
8月26日(金)	第10回おもちゃ団地夏まつり(後援)
9月10日(土)	駅からハイキング東武主催(協力)にて観光PR 未定
11月上旬	第34回壬生町総合産業まつり開催
11月中旬	役員会開催 予定
11月~	平成29年しなのめ花まつり開催準備開始
12月10. 11日	第45回おもちゃ団地チャリティーバザール(後援)にて観光PR
2月中旬	栃木県アンテナショップ「とちまるショップ」にて観光PRを実施
3月上旬	みぶの日フェアにて観光PR
随時実施	県内外へ町観光PRの実施

## 平成 2 8 年度収支予算書

収入額 20,018,000 円

支出額 20,018,000 円

### 収入の部

科 目	本年予算額	前年予算額	増減額	備 考
1 会費	240,000	206,000	34,000	個人・団体・法人
2 補助金	13,500,000	11,700,000	1,800,000	町補助金、産業振興センター助成金
3 繰越金	1,856,085	1,765,815	90,270	前年度繰越金
4 協賛金	4,000,000	4,000,000	—	花火協賛金
5 負担金	236,000	236,000	—	しのめ花まつり出店者負担金 ふるさとまつり出店者負担金
6 利用料金	115,000	125,000	▲ 10,000	観光貸自転車事業
7 雑収入	70,915	6,085	64,830	預金利子等
合 計	20,018,000	18,038,900	1,979,100	

### 支出の部

科 目	本年予算額	前年予算額	増減額	備 考
1 会議費	10,000	10,000	—	総会・役員会賄費
2 事務費	200,000	200,000	—	通信運搬費・消耗品費 備品購入費
3 事業費	19,808,000	17,828,900	1,979,100	
1 ふるさとまつり事業	8,950,000	8,950,000	—	通常開催
2 花まつり事業	7,000,000	7,000,000	—	通常開催
3 後援事業	270,000	270,000	—	夏祭り実行委員会支援事業
4 観光貸自転車事業	300,000	50,000	250,000	観光貸自転車6台更新、保 険・修理
5 観光PR事業	1,288,000	1,558,900	▲ 270,900	観光パンフ印刷 ホームページ管理委託料 観光資源PR事業等
6 情報発信強化事業	2,000,000		2,000,000	とちぎ未来チャレンジファン ド採択時のみ実施
合 計	20,018,000	18,038,900	1,979,100	



# 壬生町観光協会会則

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、壬生町の観光事業の健全なる発展と魅力あるふるさとづくりを進め、地域住民の福祉向上と地域産業の振興及び郷土文化の発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、壬生町観光協会と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本会は、事務所を壬生町役場商工観光課内に置く。

## 第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、開発並びに宣伝に関すること。
- (2) 目的を同じくする他の団体との連絡調整並びに啓蒙指導に関すること。
- (3) 地域住民の観光意識の高揚に関すること。
- (4) 観光客の誘致に必要な事業。
- (5) 観光土産品及び優秀商品の宣伝、紹介に関すること。
- (6) 観光地の宣伝、紹介に関すること。
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業。

## 第3章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員、本町内の法人及び個人並びに団体で本会の趣旨に賛同するものとする。
- (2) 特別会員、町外者で本会の趣旨に賛同するもの及び功労者町または学識経験者で本会が推薦したものとする。

(加入)

第6条 本会に加入しようとするときは、会長の承諾を得て、入会申込書に会費を添えて申し込むものとする

(会費)

第7条 本会の会費は別に定める細則による。

(脱会)

第8条 会員は、予め会に通知した上で、事業年度の終わりに脱会することができる。

2 会員は次の場合は脱会する。

- (1) 会員たる資格を喪失したとき。
- (2) 死亡または、解散したとき。
- (3) 除名された場合。

(除名)

第9条 本会員が義務を怠り、または会の対面を汚す行為をしたときは、役員会の承認を得て除名することができる。

(届出)

第10条 会員は、次の各号に該当する場合には、遅滞なくその旨を本会に届出しなければならない。

- (1) 氏名若しくは、名称または住所に変更があったとき。
- (2) 法人にあっては、その代表者の氏名または住所に変更があったとき。
- (3) 事業の廃止、地区内に有する営業所、事務所、工場または事業所の閉鎖、その他会員たる資格の喪失をきたす事実があったとき。

(会費の不還付)

第11条 脱会または除名された会員は、会費その他のものの還付はしない。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

2 役員は、別表に定める職にあるものをもって充てる。

3 会長、副会長及び監事は役員の内選による。

(役員職務)

第13条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、本会の運営にあたる。

4 監事は、本会の事業及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。また役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員の内選)

第14条 役員は、総会において選任し、または解任する。

(役員の内任)

第15条 役員の内任は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期満了または、辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補欠で選任された役員の内任は、前任者の残任期間とする。

(役員の内報)

第16条 役員に報酬を支給しない。ただし旅費その他会務の遂行に伴う実費についてはこの限りでない。

(顧問)

第17条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会の目的を達成するために必要な学識経験のある者の内から会長が役員会の承認を得て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応ずると共に各会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第 18 条 本会の会務を処理するため、事務局を設け、事務局長 1 名、書記若干名を置き、会長がこれを任免する。

(職員の職務)

第 19 条 事務局長は、会長の命を受け本会の事務を統轄し、書記は事務局長の命を受け本会の会計並びに事務に従事する。

(旅費)

第 20 条 職員が本会の用務のため、壬生町外に出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の支給については、壬生町職員の旅費に関する条例(昭和 43 年条例第 9 号)を準用する。

## 第 5 章 総会及び役員会

(総会の招集)

第 21 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし会長が招集する。

2 通常総会は、毎年事業年度終了後 2 ヶ月以内に、臨時総会は第 3 項に規定する場合のほか会長が必要と認めたときに招集する。

3 会長は、会員の過半数以上の同意を得て、総会の招集の請求があった場合には、臨時総会を招集しなければならない。

(総会の決議事項)

第 22 条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (4) 理事の任免に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認める事項。

(総会の議事)

第 23 条 総会の議事は、出席の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会の議長は、会長をもって充てる。

(役員会)

第 24 条 本会に役員会を置く。

2 役員会は、会長、副会長、理事の全員をもって構成する。

3 役員会は、会長が招集する。

4 役員会の議長は、会長をもって充てる。

(役員会の議決事項)

第 25 条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議する事項。
- (2) 役員会に委任された事項。
- (3) 会員の加入及び除名に関する事項。
- (4) その他、会長が必要と認める事項。

(準用規定)

第 26 条 第 23 条第 1 項の規定を役員会において準用する。

## 第6章 会 計

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第28条 本会の経費は、会費・補助金・寄付金・事業に伴う収入及びその他の収入をもってこれに充てる。

## 第7章 補 則

(その他)

第29条 本会の運営につき必要な事項は、役員会の議決を経て会長が別に定める。

付則 この会則は、昭和63年2月25日から施行する。

付則 この会則は、平成2年6月20日から施行する。

付則 この会則は、平成3年5月17日から施行する。

付則 この会則は、平成15年5月17日から施行する。

付則 この会則は、平成19年5月30日から施行する。

付則 この会則は、平成22年5月13日から施行する。

付則 この会則は、平成23年5月12日から施行する。

付則 この会則は、平成24年5月30日から施行する。

付則 この会則は、平成26年5月23日から施行する。

付則 この会則は、平成28年5月30日から施行する。

## (別表) 第12条第2項に関する職一覧

番号	役職名	番号	役職名
1	壬生町長		
2	壬生町副町長		
3	壬生町議会議長		
4	壬生町農業委員会会長		
5	壬生町経済部長		
6	壬生町商工会長		
7	JAしもつけ壬生地区筆頭理事		
8	おもちゃ団地協同組合理事長		
9	しののめ出店会会長		
10	干瓢問屋組合長		
11	金融団代表幹事		
12	建設業協同組合理事長		
13	建築会代表		
14	自治会連合会会長		
15	女性団体連絡協議会会長		
16	商店連合会会長		
17	神社代表		
18	仏教会代表		
19	法人会壬生地区代表		
20	旅館業代表		
21	旅行業代表		
22	料飲業組合代表		
23	鉄道業代表		
24	とちぎわんぱく公園管理事務所長		
25	ふるさとまつり出店会会長		
26	壬生町施設振興公社理事長		

## 壬生町観光協会細則

(会費)

第1条 会則第7条は、次に定めるとおりとする。

正会員

- (1) 個人会員は、年会費 1,000 円。
- (2) 法人会員は、年会費 3,000 円。
- (3) 団体会員は、年会費 3,000 円。

2 特別会員

正会員に準ずるものとする。

附則

この細則は、平成 15 年 5 月 17 日から施行する

# 壬生町観光協会役員

○会長 1名      ○副会長 2名      ○監事 2名      ○理事 若干名

## 観光協会役員名簿

No.	役職	役員氏名	変更事由	役職名
1	会長	小菅 一弥		壬生町長
2	副会長	青木 隆司		壬生町商工会長
3	副会長	中川 利夫		下野農業協同組合壬生地区筆頭理事
4	理事	櫻井 康雄		壬生町副町長
5	〃	鈴木 理夫	新任	壬生町議会議長
6	〃	梁島 源智		壬生町農業委員会長
7	〃	出井 透	新任	壬生町経済部長
8	〃	富山 幹太郎		おもちゃ団地協同組合理事長
9	〃	高橋 芳則		しののめ出店会会長
10	〃	島田 計司		干瓢問屋組長
11	〃	佐藤 豊忠		壬生町建設業協同組合理事長
12	〃	高木 好美		建築会代表
13	〃	大西 良雄	新任	自治会連合会会長
14	〃	松本 英子	新任	女性団体連絡協議会会長
15	〃	野澤 修二		商店連合会会長
16	〃	黒川 正邦		神社代表
17	〃	石川 博俊		仏教会代表
18	〃	菅野 弘		法人会壬生地区代表
19	〃	岩崎 静江		旅館業代表
20	〃	橋本 利夫		料飲業組合代表
21	〃	熊倉 与一		鉄道業代表
22	〃	大島 孝則	新任	とちぎわんぱく公園管理事務所長
23	〃	手塚 光一		ふるさとまつり出店会会長
24	〃	桑川 元一	新任	壬生町施設振興公社理事長
25	監事	福田 弘子		旅行業代表
26	監事	松本 好正	新任	金融団代表幹事